

飯田市次世代育成支援対策協議会

次第

飯田市社会福祉審議会児童福祉分科会 (飯田市版子ども・子育て会議)

日時：平成27年10月14日(水)午前10時

場所：飯田市役所3階 A301・302会議室

1 開 会

2 任命書の交付

3 健康福祉部長挨拶

4 飯田市社会福祉審議会・児童福祉分科会について

— 議事 —

5 報告事項

(1) 次世代育成支援飯田市行動計画「新すくすくプラン後期計画」について (事前配布資料)

○計画の進捗状況の評価概要説明

計画の進捗状況評価 評価を「○」とした項目数=75/84 (89.3%)

【 評価の基準 】

・進捗率が算出されている事業

→ 進捗率95%以上を「○」、95%未満を「×」

・進捗率が算出されていない事業

→ 実績を踏まえ、目標値との関係等を総合的に勘案し、概ね目的を達成したと判断できるものを「○」、できないものを「×」

【 事業別進捗率の算出方法 】

・事業未着手・未実施 0%

・着手実施事業数/計画事業数×100 または平成26年度末実績/目標値×100

計画の成果指標

評価項目 【平成26年度市民意識調査結果(問ナンバー24・25)より】	平成26年度		目標値 (平成26年度)
	実績	前期基本計画初年度(H19年度)数値との比較	
子育てしやすいまちだと思う人の割合	59.5%	↑↑↑ 1.30	66.0%
子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合	33.9%	↑↑↑ 2.26	33.0%

※表中、平成19年度対比10%以上増減「↑」「↓」、同20%以上増減「↑↑」「↓↓」、同30%以上増減「↑↑↑」「↓↓↓」

評価項目	平成26年度	目標値(平成26年度)
合計特殊出生率	1.73	1.80

(2) こども家庭応援センター「ゆいきっず」の運営状況について(事前配布資料)

6 協議事項

(1) 平成28年度教育・保育施設の利用定員について(資料3)

(2) 飯田市次期総合計画及び、飯田市版総合戦略の策定について(資料4)

7 閉会

次回開催 平成 年 月 日 () 場所:

飯田市社会福祉審議会の概要

1 趣旨

市、市民及び事業者が相互に協力して、全ての市民が健康で安心して暮らすことができるまちづくりを総合的に推進することによって、市民の健康及び福祉増進を図り、健やかで思いやりのある心があふれる地域社会の実現をめざすため、健康福祉部に社会福祉審議会を置く。

2 組織、構成

- ① 地方自治法と飯田市条例に基づき、社会福祉審議会を置く。
- ② そのなかに、障害者福祉・児童福祉・高齢者福祉・健康づくりの専門分科会を置く。

区分	事務局	委員定員
本部会	福祉課	15人以内
児童福祉分科会	子育て支援課	30人以内
障害者福祉分科会	福祉課	30人以内
高齢者福祉分科会	長寿支援課	30人以内
健康づくり分科会	保健課	30人以内

- ③ 任期は平成25年4月1日から3年間。(※中途退任補充の場合は残任期間)

3 各審議会の役割

●本部会

- ・専門分科会を統括し、地域福祉の推進に関する事項の調査及び審議する。

●分科会

- ・本部会の指示により、専門的知見に基づいて調査及び審議する。

○児童福祉分科会

- ・児童、母子家庭、寡婦の福祉に関する事項
- ・次世代育成支援対策飯田市行動計画（新しくすくプラン） → 子育て応援プランを所管

○障害者福祉分科会

- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉に関する事項
- ・障害者施策に関する長期行動計画、障害福祉計画を所管

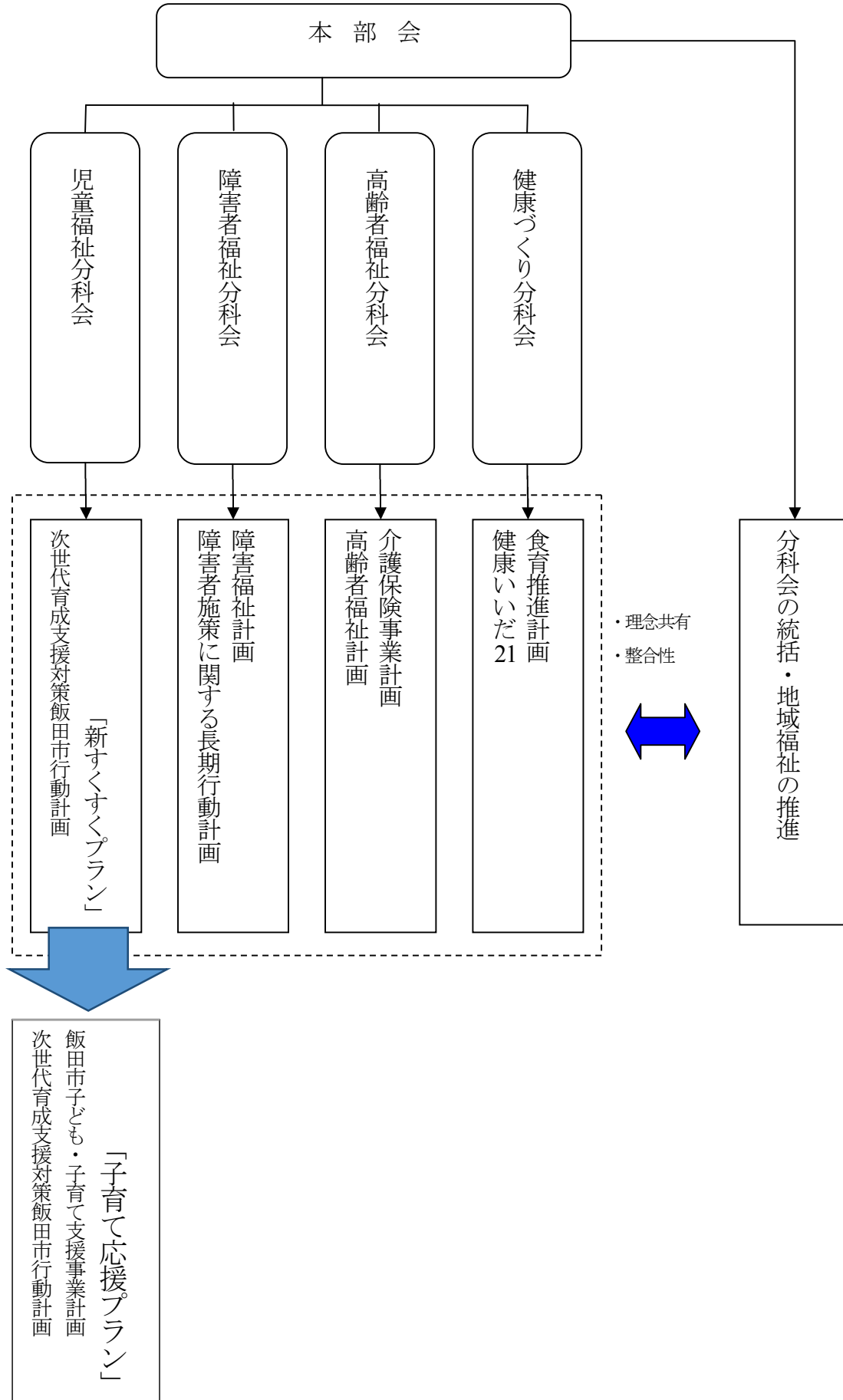
○高齢者福祉分科会

- ・高齢者保健福祉、介護保険事業に関する事項
- ・高齢者福祉計画、介護保険事業計画を所管

○健康づくり分科会

- ・市民の健康づくりに関する事項
- ・健康いいた21、食育推進計画を所管

【飯田市社会福祉審議会の組織構成、各計画の扱い】



○飯田市社会福祉審議会条例

平成15年3月28日
条例第8号

(設置)

第1条 飯田市の社会福祉の増進に資するため、飯田市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、福祉及び健康づくりの施策に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会に本部会と専門分科会を置く。

- 2 本部会は、専門分科会を統括するとともに地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う。
- 3 専門分科会は、本部会の指示により専門的知見に基づいて調査及び審議を行う。

(本部会委員)

第4条 本部会に本部会委員を置く。

- 2 本部会委員の定員は15人以内とし、次の各号に定める者の中から市長が任命する。
 - (1) 第8条第4項の規定により専門分科会の委員に任命された者
 - (2) 学識経験者

(本部会委員の任期)

第5条 本部会委員の任期は、3年とする。

- 2 本部会委員が任期の途中において欠けた場合は、市長は、前条第2項の例により新たに本部会委員を任命する。この場合における当該任命された者の任期は、前任の者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 本部会に委員長及び副委員長を置き、本部会委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、本部会を代表し、本部会の会議を招集する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(本部会の会議)

第7条 委員長は、市長の諮問を受けて、前条第2項の規定により本部会の会議の招集を行う。

- 2 本部会の会議の議長は、委員長が行う。
- 3 委員長は、本部会委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。

(専門分科会)

第8条 専門分科会は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定める事項を調査及び審議する。

(1) 児童福祉分科会 児童、母子家庭及び寡婦の福祉に関する事項(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項を含む。)

(2) 障害者福祉分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項

(3) 高齢者福祉分科会 高齢者保健福祉及び介護保険事業に関する事項

(4) 健康づくり分科会 市民の健康づくりに関する事項

2 専門分科会は、委員長の諮問に応じて前項の調査及び審議を行う。

3 専門分科会に専門分科会委員(以下この条において「委員」という。)を置き、各専門分科会の委員の定員は、それぞれ30人以内とする。

4 委員は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が任命する。

(1) 飯田市の区域に居住する者で福祉又は健康づくりに関する活動を行っているもの

(2) 飯田市の区域に所在する福祉に関する活動を行っている団体を代表する者

(3) 飯田市の区域に居住する者で福祉サービスを利用しているもの

(4) 飯田市の区域に所在する健康づくりに関する活動を行っている団体を代表する者

(5) 飯田市の区域に居住する者で社会福祉に関心を有するもの

(6) 学識経験者

5 委員の任期は、3年とする。

6 委員が任期の途中において欠けた場合は、市長は、第4項の例により新たに委員を任命する。この場合における当該任命された者の任期は、前任の者の残任期間とする。

7 専門分科会に専門分科会会長(以下この条において「会長」という。)及び専門分科会副会長を置き、専門分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

8 専門分科会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

9 会長は、委員の過半数が出席しない場合は、会議を開くことができない。

10 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、専門分科会副会長が会長の職務を代理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(以下略)

児童福祉分科会・次世代育成支援対策地域協議会 名簿

所属分科会	氏名	所属
児童福祉分科会	原 久	飯田市社会福祉協議会
児童福祉分科会	菅沼 輝美	飯田市民生児童委員協議会
児童福祉分科会	栗塚 雅久	飯田市主任児童委員会
児童福祉分科会	東城 邦生	飯田市保育協会 伊賀良保育園
児童福祉分科会	近藤 政彰	飯田市保育協会 さくら保育園
児童福祉分科会	福澤 佑哉	飯田市保育園保護者会連合会 あすなろ保育園
児童福祉分科会	岡山 孝志	飯田市保育園保護者会連合会 山本保育園
児童福祉分科会	白鳥 祐祥	飯田市私立保育園連盟 育良保育園
児童福祉分科会	市村真由子	飯田市私立保育園連盟 あすなろ保育園
児童福祉分科会	福澤 生子	飯田市私立認定こども園連合会 入舟幼稚園
児童福祉分科会	楢原 秀和	飯田市私立認定こども園連合会保護者会 入舟幼稚園
児童福祉分科会	代田 静子	飯田市ひとり親家庭福祉会
児童福祉分科会	矢澤 朱美	飯田市ひとり親家庭福祉会
児童福祉分科会	松村由美子	公募
児童福祉分科会	木村 深幸	公募
健康づくり分科会	今村 智司	飯田市公民館館長会
健康づくり分科会	山田 和恵	飯田市健康福祉委員等代表者
健康づくり分科会	川手 京子	飯田市食生活改善推進協議会
障害福祉分科会	黒岩 長造	学識経験者